



国際ロータリー第2630地区 岐阜 Aグループ
岐阜中ロータリークラブ

平成 29 年 6 月 6 日(火)

第 1239 回例会 第 1157 号

会 長 秋 保 賢 一
 幹 事 大 橋 哲 也
 発 行 公共イメージ委員会
 例 会 火曜日 12 時 30 分
 会 場 岐阜都ホテル
 事務局 岐阜市神田町 2-2
 電 話 058-264-9235

Weekly Report

クラブスローガン
 地元と海外の地域社会における
 独自のプロジェクトの実施を

2016-17 RI テーマ
 人類に奉仕するロータリー

会 長 挨拶

会長 秋保賢一



本日は、田邊ガバナー補佐様ようこそおいでいただきました。

本日はこのあと、細則の改正について議論と議決をいただくことになっております。皆様方のお手元にある改正案については、あとで説明させていただきますが、とりあえず、今回の細則の改正案は、定款の改正に伴う、引用条文の訂正というごく形式的なものにとどめる形で提案させていただいております。実際には、ご承知のとおり、改正後の定款の第 7 条で「本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節に従わない規定、又は、要件を細則に含めることができる。そのような規定、又は要件は、本定款の上記の節の規定、又は要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。」とされました。

定款の第 8 条第 1 節というのは、例

会に関する規定ですが、細則でこれと違う内容にできるということになります。ただし書きで、月に 2 回は例会を行わなければならないとなっておりますが、逆に言えば、毎月 2 回以上例会を行っておれば、あとはかなり自由に細則で決められることとなります。例えば、定款では、祝日や会員の死亡、災害などを除く例会の取消は、年に 4 回までということになっていますが、4 回を超える例会取消も細則で定めれば許されることとなります。

また、定款第 12 条は、出席に関する規定であり、15 条は、会員身分に関する規定ですが、これらも細則で変更することが可能であり、例えば、会員は、年度の各半期においてメイクアップも含めて出席率が 50%に達しているか、クラブのプロジェクト及びその他の行事や活動に少なくとも 12 時間参加していなければならないとなっていて、この出席義務を果たしていない会員に対しては、会員身分を終結させることができるとされています。これも細則でもっと緩めることが可能ということになると思います。

このようにやろうと思えば、例会の回数や出席率等のクラブの最重要な部分を細則をもって変更することが可能になっています。RI が示唆している一つの方向性に向かって、より柔軟なクラブ運営をしていくというこ

とであれば、細則を変更することになりますし、従来どおり、例会重視、出席重視でやっていくということになれば、細則は基本的に変更しないことになると思います。

他クラブの細則・内規をもらいましたけれども、例会も出席も従前どおりになっていました。これは推測ですが、おそらく従前どおりのクラブが大半ではないかと思っています。

これは、日本のロータリークラブの伝統的な考え方、つまり職業奉仕に軸足を置いて、親睦と例会での交流を通じて、ロータリーの理念や哲学を学び、実践していくのだという考え方に立つクラブが多いと思うからです。

そういう意味で、今回の細則の改正については、改正することが重要なのではなくて、むしろ改正しないことが意味を持つこととなります。

このあと、細則の改正について、皆様方のご意見を頂戴する予定でおります。とても重要なテーマですので、積極的にご議論いただければ幸いです。

友情と奉仕の灯を

スマイルボックス委員会

ガバナー補佐 田辺雅範様

今日は、最後のガバナー補佐としての訪問です。一年間ありがとうございました。

前 例 会 の 記 録

第 1 2 3 8 回

平成 2 9 年 5 月 3 0 日(火)

[点鐘] 1 2 時 3 0 分

[ソング] 手に手つないで

[ゲスト]

[ビクター]

[出席] 会員総数 30 名 (出席免除 2 名)

本日出席 16 名 60.00%

[行事] クラブフォーラム

担当 会長

次 回 予 定

第 1 2 4 0 回

平成 2 9 年 6 月 1 3 日(火)

[点鐘] 1 2 時 3 0 分

[行事] クラブアッセンブリー

担当 会計

岐阜中ロータリークラブ細則改正について

平成 29 年 5 月 30 日に下記のとおり、細則 16 条(改正)に従い、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成多数によって細則を改正しました。なお、第 5 条第 2 節のただし書きは、当日、これを追加すべきであるとの意見があり、原案に付加したものです。

1 改正の趣旨

- (1) 第 5 条第 2 節第 1 段落ただし書きは、改正後の定款第 8 条第 1 節(c)において、国民の祝日、会員の死亡、災害等によるもの「以外」の理由による例会の取消が年 4 回までとされているところ、理事会の承認により年 4 回を超えて例会を取りやめることができる旨細則で定めるものである。

このように細則で定款第 8 条と異なる定めをすることは、改正後の定款第 7 条で認められている。

なお、もとより「毎週」例会を行うことがあくまでも原則であるし、改正後の定款第 7 条ただし書きにより月 2 回を下回ることは許されない。

- (2) 第 5 条第 2 節第 3 段落については、定款変更に伴う引用条文の訂正である。

- (3) 第 6 条第 1 節ただし書きについては、定款変更に伴う引用条文の訂正であるが、改正後の定款変更により入会金に関する定めがなくなり、旧定款と同趣旨の新定款の条項がないため、これと最も近似する定款第 15 条第 2 節(b)(再入会)を引用したものである。

2 改正の内容

旧 規 定	新 規 定
<p>第5条 第2節 例会 本クラブの例会は、毎週火曜日12時30分に開催するものとする。</p>	<p>第5条 第2節 例会 本クラブの例会は、毎週火曜日12時30分に開催するものとする。 <u>ただし、岐阜中ロータリークラブ定款第8条第1節(c)に明記されていない理由による例会の取りやめについては、同項の規定にかかわらず、理事会の承認により年4回を超えることができるものとする。</u></p>
(第2段落省略)	(第2段落省略)
<p>その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは<u>岐阜中ロータリークラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。</u></p>	<p>その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは<u>岐阜中ロータリークラブ定款第12条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。</u></p>
<p>第6条 入会金および会費 第1節 入会金 入会金は、5万円とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。 ただし<u>岐阜中ロータリークラブ定款第11条ただし書きの規定に該当する場合はこの限りではない。</u></p>	<p>第6条 入会金および会費 第1節 入会金 入会金は、5万円とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。 ただし<u>岐阜中ロータリークラブ定款第15条第2節(b)の規定に該当する場合はこの限りではない。</u></p>